

(案)

農村滯在型余暇活動機能整備計画書

(市町村計画)

令和8年～令和12年

令和8年4月

石狩地区

北海道石狩市

第1 基本的な考え方

石狩市は、石狩川の河口を望む石狩平野を擁する南部と、豊かな森林に恵まれた北部の丘陵地帯という、広く自然資源に富んだ地域からなり、北部の一部は暑寒別天売焼尻国定公園の指定を受けている。市内を南北に伸びる国道231号は、丘陵や海岸から日本海オロロンラインの雄大な景色を望み、なだらかに広がる田園風景とともに変化に富んだ様々な表情を見せていている。

石狩市における農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備は、農用地の有効利用を中心課題としつつ、農業・農村の総合的な振興を図る観点から積極的に推進を図るものとする。

このため、地域の美しい自然、伝統文化や多様な農業生産活動を活かした農村滞在型余暇活動の円滑な推進を通じて地域の農業の振興および地域の活性化を総合的に図っていくものとする。

第2 農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する事項

1 整備地区の区域

整備地区は、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項により指定された石狩農業振興地域のすべての区域をその範囲とする。ただし、地域森林計画の対象とする森林及び森林法第7条の2第1項の森林計画の対象とする国有林を含めないものとする。

○ 整備地区の区域 （表1）

整備地区の区域	うち都市計画法第7条の規定による市街化調整区域（以下「市街化調整区域」という。）
石狩市農業振興地域の全域	花川・樽川・花畔・志美・生振・北生振・美登位の全域 八幡（1丁目・2丁目・4丁目の各一部を除く）

なお、当整備地区の一部は市街化調整区域に定められており、市街化を抑制すべき区域であるが、当該市街化調整区域では專業的に農業が営まれており、施設の整備により市街化を促進する恐れがないことや、隣接する市街地住民の、農業・農村に対する理解促進に向けて果たす役割が大きいことから、市街化調整区域における整備計画を定めるものとする。

2 整備地区における農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する方針

(1) 地区の現状

ア 土地利用の現状

本地区における土地利用については、南部で道都札幌市と接する地域には平坦な土地が多く、北上するにしたがって起伏が生じる形状となっている。石狩地区は農家住宅、保安林の設定等による農用地利用計画変更に伴い農用地面積の減少傾向が見られる。

○用途別面積（表2）

区分	農用地	農業用施設用地	山林原野	その他	合計
農業振興地域内	5,745ha	70ha	14,338ha	4,309ha	24,462ha
うち農用地区域内	5,035ha	20ha	107ha	0ha	5,162ha

注) 出展:「R6 確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況調査」

イ 農業の現況

本地区の農業は、米を中心として、小麦・野菜・果樹・乳牛・肉用牛・養豚などの多様な品目が生産されている。

令和6年度の農業取扱生産高は約35億円で農産物（耕種）が約31億円、畜産が約4億円となっており、農産物のうち野菜が約14億円（全体の約40%）である。

地域の振興作物としては、畑地かんがいが整備された地域ではミニトマトの生産が盛んに行われ、「いしかり DE CHU」のブランド名で道内はもとより本州向けに出荷されている。また、都市近郊農業として比較的労働力の確保がしやすい条件を活かした、高収益作物のブロッコリーの作付面積も年々増加傾向にある。

このような野菜生産が地域農業の主力となって、地元市民や大消費地の札幌市民を視野に入れた農産物直売所の売り上げは増加傾向にあり、農業振興の新たな活力となってきた。

しかしながら、一方では、国際情勢等に起因する物価高騰や、近年の気候変動に伴う収量の不安定化などによる農業所得の伸び悩みに加え、農業者の高齢化や後継者不足による遊休地の増加が懸念されるなど、新たな対応が必要となっている。

○農家戸数 農用地等面積（表3）

個人経営	団体経営 (法人含む)	合計	田	畠	樹園地	合計
285戸	17戸	302戸	2,160ha	1,404ha	14ha	3,578ha

注) 出典：2020 農林業センサス「農林業経営体調査結果報告書」

○主要作目（作付面積、飼養数）（表4）

水稻	小麦	馬鈴薯	豆類	てん菜	人参	乳用牛	肉用牛
1,317ha	1,673ha	88ha	0ha	11ha	30ha	398頭	309頭

注) 出典：令和6年石狩市農業取扱高について

（札幌市農業協同組合・北石狩農業協同組合調べ）

注) 出典：令和6年 石狩市家畜頭羽数総括表

ウ 都市農村交流及び体験・観光施設等の現況

本地区は、日本海に沿って南北に走る国道231号が縦断しており、南は農産物直売所をはじめ、海水浴場や温泉が、中間地点には道の駅『あいいろーど厚田』や厚田キャンプ場、北には観光果樹園など、様々な観光施設が整備されており、札幌市及び石狩管内から多くの観光客が訪れている。

特に『あいいろーど厚田』は日本海を臨む雄大な景色と水平線に沈む美しい夕日が見られる観光スポットであり、市の風景・歴史・食などを楽しめる拠点施設となっている。

また、都市住民が余暇を利用して農村に滞在しながら行う活動については、民間事業者により整備された五の沢地区の古民家再生施設『Solii』が、農泊や農業体験の受け皿となっている。

○体験・観光施設等の状況（）は箇所数（表5）

体験農園	<ul style="list-style-type: none"> ・市民農園（2） ・ふれあいファーム（12）
スポーツ・レクリエーション施設	<ul style="list-style-type: none"> ・パークゴルフ場（4） ・ゴルフ場（8） ・海水浴場（6） ・キャンプ場（1）

観光施設等	<ul style="list-style-type: none"> ・はまなすの丘公園 ・恋人の聖地（あいロードパーク展望台） ・浜益ふるさと公園（ラバーズオーシャン）他
宿泊施設	<ul style="list-style-type: none"> ・民宿・旅館（11） ・古民家活用宿泊施設（1）
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・JAさっぽろ地物市場とれのさと ・道の駅石狩「あいロード厚田」 ・浜益温泉

（2）農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する方針

本地区の農業生産活動や、自然豊かな農村景観、伝統的文化などの多様な地域資源を活かし、都市住民等に対して地域農産物の提供を始め、農作業、加工等の農業体験や農村文化・生活の体験等余暇活動の場を提供する。また、地域農産物の販路拡大、就労の場の確保や農業所得の向上を図り、農業の振興と農村の活性化を推進する。

このため、農村余暇活動に資するための機能の整備は、以下のように進めることとする。

ア 自然環境の保全や美しい景観の構築に努め、農村滞在型余暇活動を行うにふさわしい良好で魅力ある農村景観の形成を図る。

イ 都市住民等の農業・農村に対する理解の増進を図り、多様な余暇活動の提供が可能となるよう、地区の農業や地域に存在する自然、文化等の多様な資源を総合的に利用し、地域の特性を最大限活用する。

ウ 農業生産の振興又は農産加工品の開発・販売促進等、地区の農業や関連産業の振興に資するよう機能の整備を進めるとともに、農業所得の向上や就業機会の確保を図り、地域の活性化を進める。

エ 整備を進めるに当たって、地区農業者等と調整の上、関係法令の適切な運用等により秩序ある土地利用及び施設等の整備を推進する。

オ 地域住民の合意の下、創意工夫と主体的な取り組みによる整備を促進する。

カ 施設等の利用者の安全確保や農業に対する理解の促進、農作業体験施設等の効率的な運営を図るため、農作業体験等の指導者や施設の運営等を行う人材の育成を図る。特に、女性、高齢者の活用に配慮する。

キ 地域の関係者との連携を図り、地域全体として美しい景観づくり、合理的な土地利用、施設間の連携等による施設の合理的かつ効果的な運営、ホスピタリティの向上、集客等を行い、余暇活動機能の効果的な整備を促進する。

3 農用地その他、農業資源の保健機能増進を図るための農用地等その他の土地の利用に関する事項

(1) 整備地区の土地利用の基本的な方針

整備地区においては、農地その他農業資源の有する農産物生産機能、国土の保全や公衆の保健休養など、多面的な機能が十分発揮されるように努めるものとし、農用地、農業施設用地、農家の住宅地、林地、水辺地等地域の持つ良好な農村景観に配慮するとともに、都市計画との整合性を図りながら、農作業体験等の余暇活動の場を確保することにより、地区を訪れる人々に快適な環境を提供することができるよう土地利用の調整に努めるものとする。

(2) 土地利用の方針

ア 良好的な農村の景観の維持・形成

(ア) 農用地については、農業生産の場として適切に保全し、その効率的利用を図るとともに、景観形成作物の栽培、農道の環境整備を図ることにより良好な農村景観の維持・形成に努める。

(イ) 農業施設用地については、騒音、悪臭等により周囲の環境を悪化させないように配慮する。

(ウ) 農家の住宅用地においては、ガーデニングや生垣の植栽等により周囲の農村景観との調和を図るなど、良好な農村景観の維持・形成に努める。

(エ) 林地については、農村景観の中心となる防風林の保全・管理、屋敷林の保全等を図ることにより、良好な農村景観の維持・形成に努める。

(オ) 水辺地については、西部に広がる日本海、雄大に流れる石狩川をはじめとした浜益川、厚田川などの河川、白銀の滝、望来ダムや高富ダムなど、多様な表情を持つ良好な水辺景観の保全とともに、親水機能の整備や周囲の景観との調和に配慮した農業用排水路の管理により、良好な農村景観の維持・形成に努める。

イ 農作業体験の場を設定するための農用地等の保全・利用

(ア) 農村滞在型余暇活動を提供するために継続的に農作業の体験の用に供することが必要な農用地として、農作業体験農園や貸付農園など（以下「体験農用地」という。）を設ける。

(イ) 体験農用地については、農作業体験の用に供するため、農用地等として適切に保全し、その効率的利用を図るとともに、花木の植栽などにより良好な農村景観の維持・形成に努める。

(3) 土地利用に関する協定の活用

農村滞在型余暇活動に資するため、地域住民の合意のもと整備地区における土地利用に関する協定の活用を図る。

協定においては、農用地の保全及び利用に関する事項を定めるとともに、農用地その他農業資源の保健機能の増進に関する事項を定める。

4 農作業体験施設等の整備に関する事項

本地区において都市住民等の農村滞在型余暇活動を促進し、農業及び関連産業の振興を図るため、すでに整備されているふれあいファーム、農産物直売所、観光農園、市民農園など、これらの施設と連携した交流の実現に向けた施設等の整備を進めることとし、農産物直売所、農家レストラン、農作業や農産物加工体験施設などの数的整備を進めるほか、農業に対する理解促進のため、都市住民が滞在するための宿泊施設等の整備推進に努めていく。

なお、整備地区のうち市街化調整区域については、都市計画等との調整を図りながら、周辺の市街化を促進する恐れがない必要最小限度のものとする。

○農作業体験施設等の整備計画（表6）

位置（設置場所）	施設の種類	規 模	機 能	事業主体
樽川	加工体験施設	1棟	農産物加工体験	農業協同組合
	農業体験施設	1棟	農業体験・農産物加工体験	
	飲食施設	1棟	農産物を利用した食事・喫茶	
	市民農園	1箇所	市民農園	
	農家レストラン	1棟	農産物を利用した食事・喫茶	農業者
	農業体験施設	1棟	搾乳体験・乳製品加工体験	
	農産物直売所	1棟	農畜産物・乳製品直売所	
	教養文化施設	1棟	家畜との触れ合い	
	休養施設	1箇所	芝生広場	
	八幡・八幡 町高岡	農家レストラン	農産物を利用した食事	農業者
	農産物直売所	1棟	農産物直売所	
生振	農業体験施設	1棟	農業体験・農産物加工体験	農業者・ NPO法人
	市民農園	1箇所	市民農園	
厚田	農業体験施設	1棟	農業体験	農業者
	農産物加工施設	1棟	農産物加工体験	
	農家民宿	1棟	農家民宿	
	体験農園	1棟	収穫体験	
浜益	農業体験施設	1棟	農業体験	農業者
	農産物加工施設	1棟	農産物加工体験	
	農家民宿	1棟	農家民宿	
	体験農園	1棟	収穫体験	

花川東	農産物直売所 加工体験施設 農家レストラン 市民農園	1棟 1棟 1棟 1棟	農産物直売所 加工体験施設 農産物を利用した食事 市民農園	農業者
-----	-------------------------------------	----------------------	--	-----

5 その他農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関し必要な事項

- (1) 各整備地区又は施設の種類毎の代表者からなるネットワークを確立し、サービス水準の向上や人材の育成等について、システムや情報の共有を図る。
- (2) 農産物直売所、農産物加工体験施設、農家レストラン、宿泊施設等へ供給する農作物や食材について、施設の運営者と生産者組織による利用供給協定の締結を推進し、地域農産物の利用、販売の促進とその安定供給を図る。

第3 その他必要な事項

1 普及宣伝活動の推進

四季を通じて入込客の確保を図るため、イベント等の企画、インターネットを活用した情報発信やマスコミ、公共交通機関、旅行会社、学校、消費者団体等へ働きかけを行い、誘客のための活動を積極的に展開する。

2 都市住民との連携交流の推進

入込客の安定的な確保を図るため、消費者団体等との提携も進め交流を促進する。

3 他の市町村との連携活動の推進

他の市町村と連携し、都市住民への宣伝普及、誘客、行事等の実施や情報の交換等を行い、入込客の増大に努める。

4 支援体制の整備

市、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、農業改良普及センター等の農業関係機関・団体からなるグリーンツーリズム推進協議会を組織し、農村滞在型余暇活動機能の整備と円滑な推進を図るため、必要な指導・助言等を行う。

5 交流人口等の具体的な達成目標

○都市農村交流施設等に訪れる入込客数の目標（表7）（単位：人）

	令和6年度(現状)	令和11年度（目標値）
農産物直売所、加工販売所、農家民宿、農業体験・交流施設等	649,467	714,413

本地区では、海水浴や温泉、道の駅『あいろーど厚田』などの観光施設へつながる国道231号が縦断しており、日本海に面した美しい景観を楽しみながら訪れる農村部では、さくらんぼ狩りなどの観光農園や農産物直売所が存在し、都市住民との交流が行われている。

本計画目標値には、本地区で農産物直売所を運営している施設等の入込客数を基に、今後、道の駅石狩「あいろーど厚田」や新たな施設整備、農泊事業推進による増加などを見込み、入込客数を算出している。

6 都市農村交流の担い手となる人材の確保及び育成

本地区の都市農村交流活動が継続的に実施され、地域の社会・経済の活性化に資するため、都市住民との交流に係る取組みを通じ、地域の担い手となる人材を確保していく。

また、観光農園、農産物直売所等の事業を行う農業者が構築するネットワーク及び市が主体となり関係機関との連携のもと、都市農村交流に関わる者の地域における各種体験活動の企画・立案・調整、施設運営等の能力を高めるための各種研修会等を開催し、その人材の育成に努めていく。

付帯資料

- 1 整備地区の区域図、土地利用計画図
- 2 市街化調整区域拡大図
- 3 農作業体験施設等の現況図及び整備計画図
- 4 石狩市森林現況図